

最高裁秘書第2729号

令和2年11月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書不開示通知書

令和2年9月8日付け（同月10日受付、第020442号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書

##### 2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）